

差出人: 九州農林水産物等輸出促進ネットワーク
送信日時: 2021年6月30日水曜日 9:44
件名: 九州農政局 農林水産物・食品等輸出関連情報メールマガジン (2021.6.30)

九州農政局 農林水産物・食品等 輸出関連情報メールマガジン

2021.6.30



2021年も半年が過ぎようとしています。6月30日は、半年分の穢れを落とし無病息災を願う「夏越の祓」を行う日です。神社によっては「茅の輪」が設置され、それをくぐることで厄払いができるそうです。

本日もご覧頂き有り難うございます。

【目次】

- 1 中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法の公布について（食品表示の義務化等）
- 2 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応について

1 中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法の公布について（食品表示の義務化等）

この度中国政府が公布し、2022年1月1日から施行する「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」について、食品表示（特に水産物、保健食品・特殊用途食品）に関する義務付け等が新たに規定されていますので、お知らせします。

1 本弁法の概要

中国政府は、2021年4月12日、輸出入食品の生産経営活動や、輸出入食品生産経営者（中国国内向け輸出食品の海外製造企業、海外輸出業者又はその代行業者、食品輸入業者、輸出食品製造企業、輸出業者及び関係者等を含む）及びその輸出入食品の安全に対する中国税関による監督管理等を対象として、「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法」（以下、「本弁法」と言う。）を公布しました。本弁法は、2022年1月1日から施行されます。

なお、2011年9月13日旧国家品質監督検査検疫総局令第144号として公布され、2016年10月18日旧国家品質検査検疫総局令第184号及び2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出入食品安全管理弁法」等については、本弁法施行に伴い廃止されます。

2 本弁法の主なポイント

本弁法の施行により、中国向け輸出食品について求められる主なポイントは、以下の通りです。

（1）水産物

水産物の内部及び外部包装に記載する表示内容として、新たに以下が追加。（第30条）

(ア)「品質保持期間」の記載

(イ)「関連する全ての生産加工企業名、登録番号及び住所（具体的な州/省/市）」の記載

(2) 保健食品、特殊用途食品

保健食品、特殊用途食品の中国語ラベルは、貼付してはならず、最小販売包装上に印刷することを義務づけ。（第30条）

詳細は、以下URLよりご覧ください。

【農林水産省HP▼】

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_benhou.html

2 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る規制への対応について

中国政府は、令和3年4月12日に、輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下、「新規定」という。）を交布しましたので、お知らせいたします。施行予定は2022年1月1日となっています。

当該新規定によると、特定の品目について、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。また、その他の品目については、企業自らが中国当局へ登録することが求められています。

1. 「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号）の概要

(1) 対象となる企業

中国国内向けに食品を輸出する製造、加工、貯蔵企業。

（食品添加物、食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

(2) 日本政府による中国政府への企業登録が求められている品目

（カッコ内は中国語原文）

- (ア)肉及び肉製品（肉与肉制品）、(イ)ケーシング（肠衣）、(ウ)水産物（水产品）、
(エ)乳製品（乳品）、(オ)ツバメの巣及びツバメの巣製品（燕窝与燕窝制品）、
(カ)ミツバチ製品（蜂产品）、(キ)卵及び卵製品（蛋与蛋制品）、(ク)食用油脂及び搾油原料（食用油脂和油料）、(ケ)餡入り小麦粉製品（包馅面食）、(コ)食用穀類（食用谷物）、(サ)穀類製粉工業製品及び麦芽（谷物制粉工业产品和麦芽）、(シ)生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類（保鲜和脱水蔬菜以及干豆）、(ス)調味料（调味料）、(セ)堅果及び種子類（坚果与籽类）、(ソ)ドライフルーツ（干果）、(タ)未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆（未烘焙的咖啡豆与可可豆）、(チ)特別用途食品（特殊膳食食品）、(ツ)保健食品（保健食品）

(3) 企業自ら中国政府に登録が求められる取扱品目

上記（2）以外の食品

2. 今後の対応

今回、新規定で求められる中国政府への企業登録の準備を進めるため、上記1（2）の品目を取扱う企業のリストを作成する予定です。中国向けに輸出する1（2）の品目を取扱う（又は取扱いを予定されている）事業者におかれては、8月中旬（予定）から申請を受け取りますので、の準備をお願いします。申請は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用します。

現時点での情報では、2022年1月1日までに中国政府において企業登録が完了していることが必要です。農林水産省はこれに対応するため11月末に初回の通報を行う予定です。

この通報への掲載を希望される事業者におかれましては、10月末までに農林水産省への申請を完了していただけますようお願いいたします。

また、3. に関してお問い合わせいただける窓口等も準備しますので、準備が整い次第お知らせいたします。

3. 食品製造等企業の方々に準備いただきたいこと

(1) 中国政府への登録に必要な要件を確認するための資料

中国政府への登録に必要な要件を確認するため、申請に当たっては以下の(ア)又は(イ)かつ(ウ)の書類を提出いただくことを想定しています。ただし、中国政府から新規定に関する追加の情報が得られた場合には、提出書類が変更する場合があります。申請に必要な書類が確定しましたら、改めて情報提供いたします。

(ア) 食品衛生法に基づく営業許可証（有効なものに限る）または営業届出を行ったことを示す書類（食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面（ブラウザ印刷機能にて印刷））

(イ) 条例に基づく営業許可証又は届出書の写し（有効なものに限る）

(ウ) 食品衛生監視票（直近の監視の際に交付された食品衛生監視票に限る）

(2) 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）からの申請に必要なアカウントの作成

以下のURLよりeMAFFでの申請に必要なアカウント（gBizIDプライム）の作成をお願いします（登録申請から作成まで現在3週間以上はかかるので、早めに登録申請をお願いします）。

なお、代理申請の場合も申請者（施設の設置者又は管理者）と申請代行者の双方でgBizIDプライムの作成が必要です。

農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）について

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/joho/200318.html>

gBizIDについて

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

[gBizIDプライム申請](#)

<https://gbiz-id.go.jp/app/rep/reg/apply/show>

gBizIDに係るお問合せ先

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

詳細は、以下URLよりご覧ください。

【農林水産省HP▼】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/kigyoutouroku.html>

[illegible]